

議案第九号

交通事故による損害賠償額の決定について
次のとおり交通事故による損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年十二月廿四日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎



一、事故発生年月日 昭和五十年十月二十五日

二、事故発生場所 倉吉市八屋三五四番地先

(一般国道一七九号線)

三、事故当事者 三朝町

(運転者 知久馬二三子)

四、事故関係者 倉吉市八屋

川上 昇

五、損害賠償額 金 一五六、七〇円也